

2020年代に向けた情報通信政策の在り方

- 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて -

< 平成26年2月3日付け諮問第21号 >

答申 概要

平成 26 年 1 2 月 1 8 日

情 報 通 信 審 議 会

1 . 検討に当たっての基本的考え方

2 . 2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿

3 . ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

4 . 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現

5 . 便利で安心して利用できるICT環境の整備

6 . 適切な行政運営の確保等

検討の目的

- 「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等を踏まえ、**世界最高水準のIT社会を実現し、経済活性化と国民生活の向上**を図るため、我が国が誇る**世界最高レベルのICT基盤の更なる普及・発展**の在り方について検討。
※本審議会の検討対象である「ICT基盤の更なる普及・発展」と、政府の各種会議で検討されている「ICT利活用の推進」を車の両輪として推進。
- 具体的には、**2020年代に向けたICTの役割やその動向**を踏まえ、**2020年代の我が国にふさわしいICT基盤の姿**を明らかにした上で(2.)、ICT基盤を担う**電気通信事業の在り方**について個別具体的な検討(3.～6.)を行い、政策の具体的方向性を提示。

検討に当たっての基本5原則

公正競争徹底

2020年代に向けて、世界最先端の技術を活用した強靱なICT基盤を多様なプレーヤーにより実現するとともに、このICT基盤を低廉かつ多様な条件で利用できるよう、設備及びサービスの両面で公正な競争環境を一層徹底することを目指す。

イノベーション促進

2020年代に向けて、ICT基盤を活用した新事業・新サービスの創出を促進し、利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しめるよう、イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組みとすることを目指す。

社会的課題解決

2020年代に向けて、少子高齢化等により生ずる社会的課題の解決や地域の元気に資するため、我が国が有する世界最高レベルのICT基盤を享受・活用できるようにすることを目指す。

魅力向上・発信

少なくとも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までには、日本人のみならず訪日外国人も最先端のICT基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備することを目指す。

利用者視点

①～④のいずれにおいても、民間事業者の自由な事業活動を促進しつつも、常に利用者視点に立って、高齢者や青少年を含む全ての利用者が多様で低廉なサービスを安心して利用するための環境を整備するなど、利用者便益の最大化を目指す。

2020年代に向けたICTの役割

経済の活性化・効率化 新事業創出・生産性向上、経済システムの効率化、投資の拡大、国際・グローバル展開

社会的課題の解決 医療・教育の高度化、財政支出の削減、エネルギー問題への対応

便利な社会の実現 交通システムの高度化、行政サービスの向上、生活支援の充実

安心・安全の実現 災害対策、インフラ老朽化対策、サイバー攻撃への対応

地域の活性化 地域経済の活性化、地域での生活支援

オリンピック・パラリンピック東京大会への対応 日本の存在感向上、訪日外国人へのおもてなし

2020年代に向けたICTの動向

ネットワークの動向

- ・4G、5G等による高速化・大容量化の進展、トラフィックの急増
- ・移動通信/固定通信の相互補完

利用の動向

- ・あらゆるモノがつながるIoTの時代へ
- ・移動通信/固定通信を意識しない利用環境

利活用、サービス・産業の動向

- ・M2M、クラウド、ビッグデータ等の新技術・サービスによるICT利活用・サービスの裾野拡大
- ・様々な分野・産業との連携による新事業・新サービスの創出
- ・グローバルなICT産業の拡大

2020年代に向けて目指すべき姿

・様々な産業が新事業・新サービスを創出できるICT基盤

- ・様々な産業がネットワークを自由に組み合わせて、様々な分野で利活用できるICT基盤

・活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境

- ・利用者がニーズに応じた端末やサービス、料金プランを自由に選択できる環境
- ・多様なプレーヤーが活発な競争の下で多彩なICTサービスを提供できる環境
- ・活発な競争を通じた強靱でセキュリティに強い世界最高レベルのICT基盤の維持・発展

・誰もがより安心して利用できるICT環境

- ・高齢者から青少年まで誰もが安心して利用できるICT環境
- ・都市部でも過疎化が進む地域でも、訪日外国人にとっても、誰もが便利に利用できるICT環境

3. ICT基盤の利活用による新事業・新サービスの創出

3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

- ・移動通信市場における禁止行為規制を緩和し、異業種との連携を促進

3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

- ・NTT東西が提供予定の光アクセス回線の卸売サービス(「サービス卸」)について、公正競争を確保しつつ利活用を推進

4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現

4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

- ・電波政策との連携を図りつつ、グループ化(合併、株式取得等)に関する規律の導入、非対称規制へのグループ概念の導入等により、公正競争を徹底

4.2. 移動通信サービスに関する競争の促進

- ・移動通信ネットワークのアンバンドル促進、SIMロック解除の推進、多様な料金プランの促進等により、移動通信サービスの競争を促進

4.3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

- ・加入光ファイバに係る接続制度の在り方について専門的な知見に基づく検討に着手する等、超高速ブロードバンド基盤の競争を促進

5. 便利で安心して利用できるICT環境の整備

5.1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備

- ・適合性の原則を踏まえた説明の制度化、初期契約解除ルールの導入、代理店監督の制度化等、消費者保護ルールを見直し・充実

5.2. ICT基盤の整備推進による地方の創生

- ・補助金の活用による未整備地域の解消を推進するとともに、その解消状況等を踏まえユニバーサルサービス制度の見直しを検討

5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現

- ・「SAQ² JAPAN Project」の推進により、訪日外国人のICT利用環境を整備

6. 適切な行政運営の確保等

6.1. 適切な行政運営の確保

- ・基本的な指針を定め、市場動向の分析・検証や業務の適正性等のチェックを行うことにより、予見性・透明性ある行政運営サイクルを確立

6.2. 本検討のフォローアップ

- ・本検討について、市場の環境変化等を踏まえ、検証を実施

(参考) 政策の具体的方向性

3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進

現状と2020年代に向けた課題

- 2020年代に向けて、ICTと様々な業種との連携によりイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が期待される。
- 他方、現在、公正競争を確保する観点から、市場支配的な事業者に対して、禁止行為規制が課されている。
- 以上を踏まえ、イノベーションの促進と公正競争の確保の観点から、市場の環境変化に対応した禁止行為規制の在り方について検討が必要。

政策の具体的方向性

固定通信市場における禁止行為規制の見直し

第一種指定電気通信設備を設置する事業者（NTT東西）の設備シェア（加入者回線に占めるシェア）は、引き続き適用基準（50%）を超えて（83.7%（2014年3月末））おり、**現行の規律を維持**することが適当。

移動通信市場における禁止行為規制の見直し

異業種との連携サービスの進展、グローバル企業の伸長等の環境変化を踏まえ、次のとおり、**公正競争の確保に支障がない範囲で見直す方向**で検討を進めることが適当。

【禁止行為規制の3類型について】

（電気通信事業法第30条）

1) 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止

事情変更は認められず、**現在の規律を維持**することが適当。

2) 不当な優先的取扱い等の禁止

異業種との連携を加速させる観点から、**緩和する方向で見直す**ことが適当。ただし、**自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等は引き続き禁止**していくことが適当。

3) 不当な規律・干渉の禁止

グローバル企業の伸張や、コンテンツ・プロバイダや端末メーカーに対する影響力の低下を踏まえ、**撤廃する方向で見直す**ことが適当。

1号：接続の業務に関し
知り得た情報の
目的外利用・提供

【具体例】
他の事業者との接続の業務に関して知り得た他事業者の情報を、本来の利用目的を超えて社内の他部門や他社に提供すること

情報の目的外利用・提供



2号：特定の電気通信
事業者に対する不当に
優先的・不利な取扱い

【具体例】
自己の関係事業者に対する料金等に提供条件について、不当に有利な取扱いをすること

不当に優先的な取扱い等



3号：製造業者等への
不当な規律・干渉

【具体例】
製造業者・コンテンツ配信事業者等に対し、他の事業者と取引をしないことを強要すること

不当な規律・干渉



3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進

現状と2020年代に向けた課題

- 本年5月、NTTは、NTT東西が2014年度第3四半期以降に光アクセス回線の卸売サービス(「サービス卸」)を提供すると発表。
- NTT東西による「サービス卸」の提供は、多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上につながり、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある。
- 一方で、NTT東西は市場支配力を有しており、公正競争の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、NTT東西による「サービス卸」の在り方について検討が必要。

政策の具体的方向性

多様なプレーヤーとの連携によるイノベーションの促進

NTT東西による「サービス卸」の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価。

「サービス卸」に関する公正競争の確保

一方で、NTT東西が依然として固定通信分野で市場支配力を有していること、協調的寡占とも指摘される移動通信市場の現状や、設備競争の重要性を踏まえ、総務省において、次の方向で検討を進めることが適当。

- ・ 現行規律では、保障契約約款の事前届出・公表等の義務、業務改善命令、禁止行為規制(不当な優先的取扱い等の禁止)が適用され、一定の適正性・公平性・透明性が確保。
- ・ 他方、第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、利用者利益に及ぼす影響が極めて大きいこと等を踏まえ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性を含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当。
- ・ また、競争環境に影響を与え得る要素として次の点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を検討することが適当。
 - － FTTHサービスと移動通信サービスのセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ、競争が歪められるおそれがあること。
 - － 移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、FTTHサービスと自らの移動通信サービスのセット割引を正当な理由なく排他的に組み合わせて提供することは、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられること。

4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進

現状と2020年代に向けた課題

- 移動通信市場においては、電波の割当てを受けてサービスを提供する事業者(MNO※)による他のMNOの株式取得等により3グループに集約し、その結果、3グループの主要各社の料金プランは横並びとなるなど、**協調的寡占の色彩が強い状況**。
- また、近年は各グループ内で携帯電話・BWA等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、こうした**事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策**について検討が必要。

※ MNO: Mobile Network Operator

政策の具体的方向性

主要事業者のグループ化に関する規律の導入

グループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者による競争を維持・促進するため、**事業者のグループ化(合併、株式取得等)について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入**することが適当。

また、「グループ」に関する規律の扱いも含め、**競争政策と電波政策**で十分に連携を図っていくことが適当。

グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し

非対称規制である**第二種指定電気通信設備制度**や**禁止行為規制の対象事業者の指定**について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加えBWA等を含め、「**グループ単位**」の**シェアを考慮**することが適当。 ※現在は「個々の事業者単位」で指定。

同一グループ内外での取引の公平性の確保

事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等に係る相対取引(卸電気通信役務の提供等)に関し、同一グループ内外での公平性を確保するため、総務省において**内容を把握できる仕組みを導入するとともに、適切なチェックを実施し、規制の実効性を高める**ことが適当。

【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況(2014年9月末)】

移動通信事業者の変遷	契約数シェア 携帯電話・PHS・BWA	電波の割当状況
NTTドコモ	39.4%	NTTドコモ(携帯電話用):計160MHz
KDDI ↓ 2007年出資 UQコミュニケーションズ 持分法適用 関連会社	28.6% KDDI 25.5% UQコミュニケーションズ 3.1%	KDDI(携帯電話用):計110MHz UQ(BWA用):計50MHz
ソフトバンク (ソフトバンクモバイル) ↓ 2010年出資 旧ウィルコム ↓ 2010年出資 ワイヤレスシティプランニング ↓ 2013年出資 ワイモバイル (旧イー・アクセス) 連結子会社	32.0% ソフトバンクモバイル 22.7% ワイヤレスシティプランニング 3.2% ワイモバイル 6.2% (旧イー・アクセス、旧ウィルコム)	ソフトバンクモバイル(携帯電話用):計90MHz ワイモバイル(旧ウィルコム):計31.2MHz (PHS用)(一部周波数共用) ワイヤレスシティプランニング(BWA用):計30MHz ワイモバイル(旧イー・アクセス):計50MHz (携帯電話用)

※ イー・アクセスは、2014年6月1日にウィルコムを吸収合併し、2014年7月1日にワイモバイルに社名変更した。
 ※ このほか、地域BWA事業者が電波の割当てを受けてモバイルサービスを提供している。
 ※ KDDIは国内会計基準、ソフトバンクは国際会計基準(IFRS)を適用している。

4.2. 移動通信サービスに関する競争の促進

現状と2020年代に向けた課題

- 昨今の移動通信市場はMNOの契約数シェアが均衡しつつある一方、**事業主体が3グループに収れんし、料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成。**
- 移動通信市場では、MNOの新規参入は容易でないため、MNOのネットワークを利用してサービスを提供するMVNO※1が競争できる環境が必要だが、**MVNOの契約数シェアは5.1%※2に留まっており、MVNOの普及発展による競争の促進が必要。**
- また、SIM※3ロックや多額のキャッシュバック等による利用者を囲い込む競争や国民の負担感の増大を踏まえ、**競争の適正化や利用者のニーズに応じた料金プランの設定が必要。**
- このような状況を踏まえ、**移動通信サービスに関する公正競争の徹底と利用者利益の確保に向けた検討が必要。**

政策の具体的方向性

MVNOの更なる普及促進のための環境整備

- 1) MVNOが移動通信ネットワークを迅速かつ確実に利用できるようにするため、現在ガイドラインで規定されている**移動通信ネットワークのアンバンドル等**⁴について法令で規定を整備することが適当。
- 2) MVNOのサービス多様化の実現のため、MVNOによるHLR/HSS※5の保有について、事業者間協議の状況を踏まえ、「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうかを検討するとともに、**携帯電話番号をMVNOへ直接割り当てるかどうかを検討することが適当。**

多額の販売奨励金等の適正化とSIMロック解除の推進

多額の販売奨励金やキャッシュバックについては、SIMロック解除等の**競争環境整備を通じて適正化を促すことが適当。**

SIMロックについては、事業者は、少なくとも**一定期間経過後は、利用者の求めに応じて迅速、容易かつ利用者の負担なく端末のSIMロック解除に応じる**ことが適当であり、ガイドラインの改正に当たって**その実効の確保**を前提とした検討がなされるべき。

低廉で多様な利用者料金の実現

データ通信料金について、**利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促す**とともに、その検証のため、各事業者から**利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び料金プランについて定期的に報告を求め、把握することが適当。**

こうした取組に加え、**接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直す**ことが適当。

※1 MVNO: Mobile Virtual Network Operator

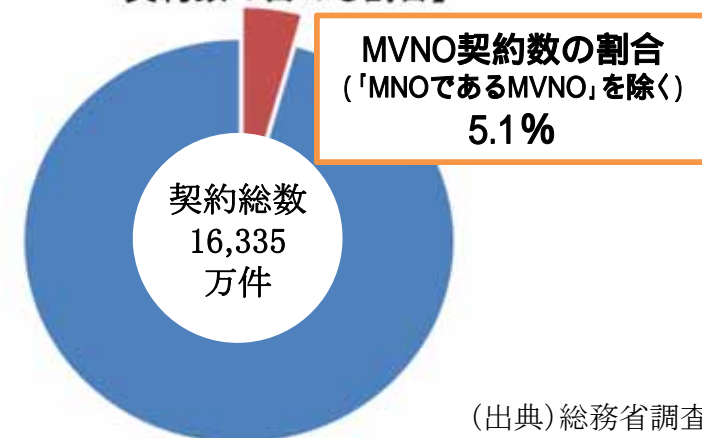
※2 2014年9月末における携帯電話・PHS・BWA契約数に占めるMVNOの割合。「MNOであるMVNO」を除く。

※3 SIM (Subscriber Identity Module): MNOが発行する利用者が通信サービスを受けるためのICカード

※4 移動通信ネットワークの必要な部分のみを接続すること。

※5 HLR: Home Location Register / HSS: Home Subscriber Serverの略。3G/LTEのネットワークにおいて、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況等の顧客情報を管理するデータベース

【モバイル市場においてMVNOの契約数の占める割合】



(出典)総務省調査

4.3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進

現状と2020年代に向けた課題

- 固定通信は、4K8K等のコンテンツの大容量化や医療・教育等様々なICT利活用促進のために必要になるとともに、移動通信のオフロード、基地局回線の需要増大を背景として、**経済・社会活動や国民生活に不可欠な基盤としてその重要性は増大。**
- このような状況の中、超高速ブロードバンド基盤(固定系)の**整備率は98.7%**(2014年3月末)である一方、その**利用率は51.1%**(2014年3月末)にとどまっている。また、FTTH市場における**NTT東西のシェアは高止まり**(2014年9月末:71.0%)。
- このほか、我が国の基幹的な通信網であるNTT東西のNGN※の更なるオープン化の在り方の検討や、NTTグループに課されている規律等に対する検証が必要。
※ NGN:Next Generation Network
- 以上を踏まえ、2020年代に向けて、**超高速ブロードバンド基盤に係る競争の促進**について検討が必要。

政策の具体的方向性

加入光ファイバに係る接続制度の在り方

加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、情通審接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当。

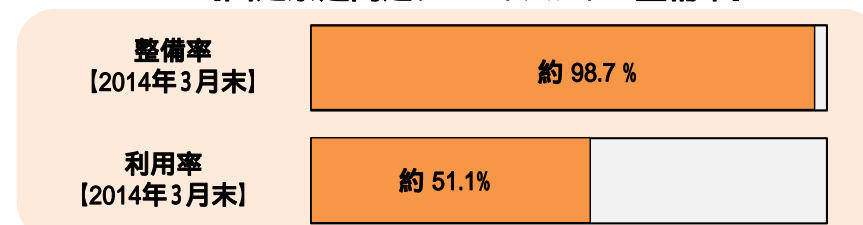
NGNの更なるオープン化

NTT東西のNGNのオープン化については、**既に一定のオープン化が実現**。しかし、NGNの更なるオープン化に向け事業者間協議の加速が必要であり、総務省において、事業者間協議を促進するとともに、**アンバンドルの要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充**することが適当。

NTTグループに課されている規律等の検証

「機能分離」、「業務範囲規制」等、NTTグループに課されている規律等については、今後も、規律等が十分に機能しているか**引き続きフォローアップ**していくことが適当。

【固定系超高速ブロードバンドの整備率】

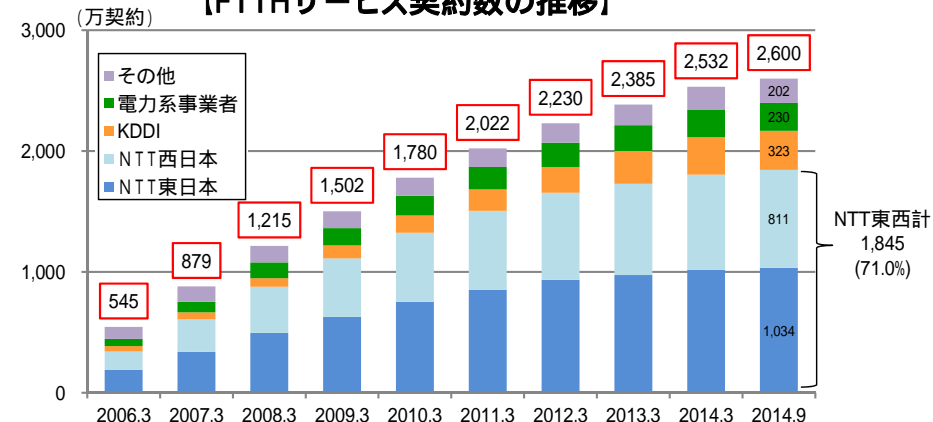


※ 固定系超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA (FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る)

※ 整備率:固定系超高速ブロードバンドのカバーエリアの世帯数/住民基本台帳の世帯数

※ 利用率:固定系超高速ブロードバンドサービスの契約数の総計/住民基本台帳の世帯数

【FTTHサービス契約数の推移】



※ KDDIの契約数には、JCN(2008.3末以降)、CTC(2009.3末以降)及びJCOMグループ(2014.3末以降)等を含む。

※ 電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、ケイ・オペティコム、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク等を含む。

5.1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備

現状と2020年代に向けた課題

- ICTサービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談の件数が増加している現状を踏まえ、2020年代に向けて、**消費者保護ルールの見直し・充実により、安心してICTを利用できる環境の整備**が必要。

政策の具体的な方向性

消費者保護ルールの見直し・充実に向け、「ICTサービス安心・安全研究会」報告書で示された次の考え方を踏まえ、**具体的な制度設計を行う**ことが適当。

また、青少年等のICTリテラシーの向上のほか、情報セキュリティ対策等についても、政府の各種会議等と連携し、政府全体として安心・安全なICT利用環境を整備することが重要。

説明義務等の在り方

適合性の原則(利用者の知識等に配慮した説明)、**契約内容が記載された書面の交付義務等の制度化**

契約関係からの離脱に関するルールの在り方

- 重要事項に係る**不実告知**(事実と異なることを告げること)の**禁止等の制度化**
- 初期契約解除ルールの導入**

① 契約が複雑、②実際に利用しないと品質を十分に把握できないといった電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、**契約当初に解除を可能とするルール(初期契約解除ルール)導入の検討**

※店舗販売における端末等の物品については、現時点では、事業者の取組状況等を注視することとし「初期契約解除ルール」の適用対象としない。
対象となる具体的サービスは引き続き検討。

- 期間拘束・自動更新付契約の解約可能期間の延長や更新月を知らせるプッシュ型の通知の改善等が必要**であり、事業者の取組を検証

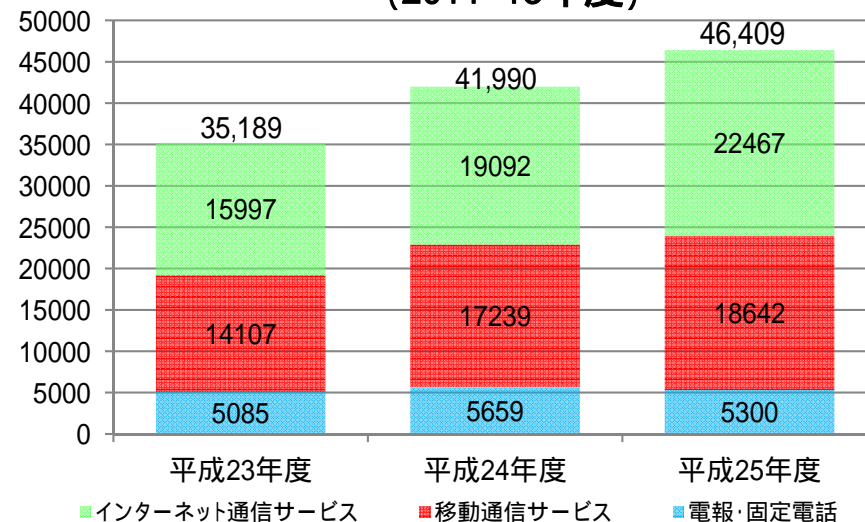
販売勧誘活動の在り方

再勧誘禁止や電気通信事業者等による**代理店監督の制度化**

苦情・相談処理体制の在り方

業界での苦情・相談を受け付けて分析する体制の早急な実現を期待。今後の取組・検討状況を「ICTサービス安心・安全研究会」等にフィードバック

【電気通信サービスに係る苦情・相談件数の推移】
(2011-13年度)



5.2. ICT基盤の整備推進による地方の創生

現状と2020年代に向けた課題

- ICTは経済活動の活性化や社会的課題の解決のほか、地方の創生にも資するなどその役割が今後ますます増大。しかしながら、競争原理下では、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持は困難。
- また、現在ユニバーサルサービスに規定されている固定電話は、契約者数が年10%程度減少し、NTT東西が多額の赤字を抱える中、その赤字の一部をユニバーサルサービス基金により補填している状況。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、条件不利地域におけるICT基盤の整備・維持の在り方について検討が必要。

政策の具体的方向性

希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備推進

未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、その解消を進めていくことが適当。

ICT基盤の整備及び支援の在り方

携帯電話については、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当。

超高速ブロードバンドについても、引き続き公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要。特に光ファイバは、地域におけるニーズを的確に把握しつつ、支援の在り方について検討を進めていくことが適当。

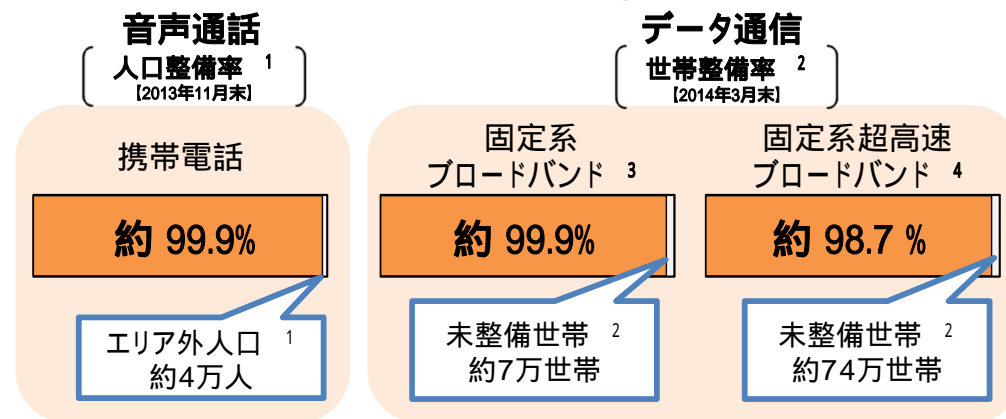
ユニバーサルサービス制度の在り方

基礎的な音声通信サービスである固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当。

携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービス提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当。

なお、対象サービス、地域、技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、負担と受益の関係に留意が必要。

【ICT基盤の整備状況】



※1 国勢調査等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率は携帯電話が利用できる地域の人口を総人口で除したもの。

※2 住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計。整備率はカバーエリアの世帯数を総世帯数で除したもの。

※3 固定系ブロードバンド:FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、衛星、BWA(地域WiMAXに限る)

※4 固定系超高速ブロードバンド:FTTH、CATVインターネット、FWA(FTTH以外は下り30Mbps以上のものに限る)

5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現

現状と2020年代に向けた課題

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催やグローバル化の一層の進展に対応し、少なくとも同大会までに我が国の魅力向上・発信を図る観点から、**訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現**が必要。

政策の具体的方向性

ICTを訪日外国人と日本の魅力との出会いの架け橋とするため、**訪日外国人のICT利用環境整備に向けたアクションプランとして、「SAQ² JAPAN Project」を取りまとめ公表(2014年6月12日)。**

※ 訪日外国人が我が国の世界最高水準のICTを「サクサク」利用できるよう、選べて(Selectable)、使いやすく(Accessible)、高品質な(Quality)、ICT利用環境を実現することを目指す。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、関係省庁、機関、団体、事業者等と幅広く連携し、「SAQ² JAPAN Project」に沿って**次の取組を重点的に推進**することが適当。

無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化

国内発行SIMへの差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化

国際ローミング料金の低廉化

「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進

【無料Wi-Fiの整備促進と利用円滑化】



現状と2020年代に向けた課題

- 近年、「電波利用の連携」や固定通信と移動通信等のサービス連携等、これまでの市場の枠組を超えた新たな動向が見られるほか、2020年代に向けた新たな政策の推進に当たり、市場動向を適切に分析・検証し、規制の実効性を担保することがますます重要。
- 以上を踏まえ、2020年代に向けて、イノベーションを促進するとともに、公正競争環境や利用者利益を確保する観点から、これまでに掲げてきた具体的政策とあわせ、適切な行政運営の確保等が必要。

政策の具体的方向性

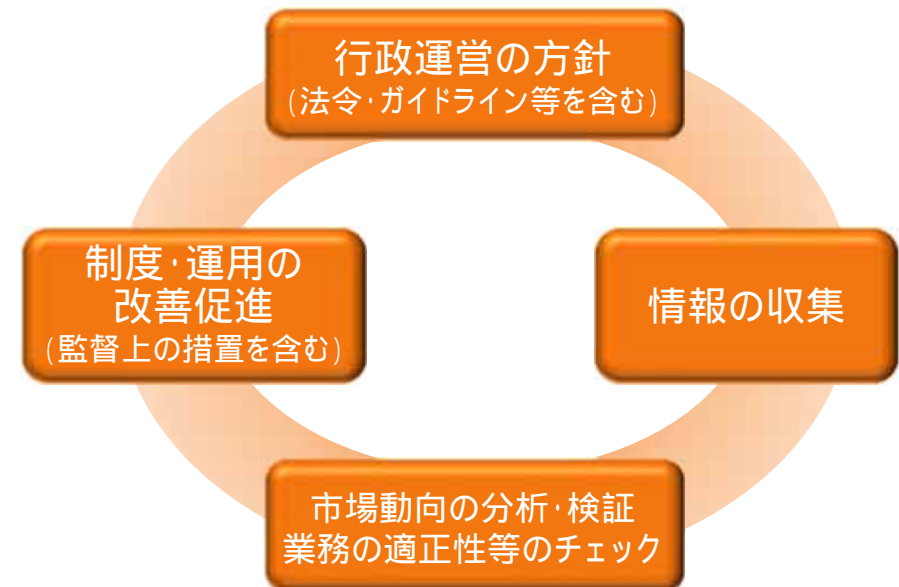
適切な行政運営の確保

明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、次のような新たな行政運営サイクルを確立することが適当。

- 1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表
- 2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立
- 3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立
- 4) 行政運営体制の充実・強化

本検討のフォローアップ

これまでに掲げてきた各種政策について、市場の環境変化等を踏まえ、有効かつ適切に機能しているかを検証した上で必要な場合には見直しを行うことが適当。



(参考) 諮問の概要と審議状況

1. 諮問理由

- 「日本再興戦略」(2013年6月閣議決定)等では、「世界最高水準のIT社会の実現」のための世界最高レベルの通信インフラの整備が掲げられており、その実現のために必要な制度見直し等の方向性について、2014年中に結論を得るとされている。
- 以上を踏まえ、2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」について諮問。

2. 答申を希望する事項

- (1) 2020年代に向けた情報通信の展望
- (2) 情報通信基盤を利用する産業の競争力強化のための電気通信事業の在り方
- (3) 情報通信基盤の利用機会の確保や安心・安全の確保のための電気通信事業の在り方
- (4) その他必要と考えられる事項

□ 情報通信審議会に新たに「2020-ICT基盤政策特別部会」を設置。さらにその下に「基本政策委員会」を設置し審議。

【2020-ICT基盤政策特別部会】

部会長	山内 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科 教授
部会長代理	徳田 英幸	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 委員長環境情報学部 教授
	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	磯部 悦男	株式会社三菱総合研究所 顧問
	木場 弘子	キャスター・千葉大学 客員教授
	須藤 修	東京大学大学院 情報学環長・学際情報学府長
	住川 雅晴	株式会社日立製作所 顧問
	滝 久雄	株式会社ぐるなび 代表取締役会長
	谷川 史郎	株式会社野村総合研究所 理事長
	知野 恵子	読売新聞東京本社 編集委員
	新美 育文	明治大学 法学部 教授
	野間 省伸	株式会社講談社 代表取締役社長
	山根 香織	主婦連合会 会長
	米倉 誠一郎	一橋大学 イノベーション研究センター 教授

【基本政策委員会】

主査	山内 弘隆	一橋大学大学院 商学研究科 教授
主査代理	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
	石戸 奈々子	特定非営利活動法人CANVAS 理事長
	江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
	酒井 善則	放送大学 特任教授 東京渋谷学習センター所長
	菅谷 実	慶應義塾大学 メディア・コミュニケーション研究所 教授
	砂田 薫	国際大学GLOCOM 主幹研究員・准教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
	辻 正次	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
	東海 幹夫	青山学院大学 名誉教授
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会 事務局次長
	新美 育文	明治大学 法学部 教授
	平野 祐子	主婦連合会 社会部
	舟田 正之	立教大学 名誉教授
	三友 仁志	早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

2020-ICT基盤政策特別部会

第1回 (2月26日)	<ul style="list-style-type: none"> 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」 委員からのプレゼンテーション(谷川史郎委員) 委員会の設置について 	第3回 (8月19日)	<ul style="list-style-type: none"> 中間整理(案)について
第2回 (5月8日)	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策委員会におけるこれまでの検討状況 今後の検討に当たって 委員からのプレゼンテーション(住川雅晴委員、磯部悦男委員) 	第4回 (10月16日)	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策委員会 報告書について
		第5回 (12月11日)	<ul style="list-style-type: none"> 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」答申(案)について 委員会の廃止について

基本政策委員会

第1回 (3月11日)	<ul style="list-style-type: none"> 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」 	第9回 (6月27日)	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等ヒアリング - 日本電信電話(株)
第2回 (3月27日)	<ul style="list-style-type: none"> 委員等からのプレゼンテーション(砂田薫委員、(株)野村総合研究所 北俊一氏) 「今後の検討に向けて、これまでに頂いた御意見」について 	第10回 (7月1日)	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等ヒアリング - KDDI(株)、ソフトバンク(株)、ケーブルテレビ事業者および光通信事業者等222者代表3者、(一社)日本インターネットプロバイダー協会
第3回 (4月8日)	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者・団体等ヒアリング - (株)ケイ・オプティコム、ソネット(株)、DSL事業者協議会、日本通信(株)、UQコミュニケーションズ(株) 	第11回 (7月10日)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年代に向けた条件不利地域における基盤の整備・維持の在り方 訪日外国人にとっても利用しやすいICT基盤の実現
第4回 (4月15日)	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者・団体等ヒアリング - 日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株) 	第12回 (7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 安心してICTを利用できる環境の整備
第5回 (4月22日)	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業者・団体等ヒアリング - 徳島県知事、(株)ジュピターテレコム、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、イー・アクセス(株)、(株)ティーガイア、(一社)テレコムサービス協会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会 	第13回 (8月5日)	<ul style="list-style-type: none"> 中間整理(案)について
第6回 (5月13日)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの検討を踏まえた個別論点(案) 	第14回 (9月16日)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方 適切な行政運営の確保の在り方
第7回 (5月30日)	<ul style="list-style-type: none"> 検討の全体像 電気通信事業分野における競争状況の評価 2020年代に向けたモバイル分野の競争政策の在り方 	第15回 (10月3日)	<ul style="list-style-type: none"> NTT東西による「サービス卸」に関する公正競争確保の在り方 光ファイバ基盤に係る接続制度の在り方 安心してICTを利用できる環境の整備
第8回 (6月10日)	<ul style="list-style-type: none"> 2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方 市場の環境変化を踏まえたNTTグループを中心とした規律の在り方 	第16回 (10月8日)	<ul style="list-style-type: none"> 報告書(案)について

日本再興戦略(2013年6月閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン

4. 世界最高水準のIT社会の実現

世界最高レベルの通信インフラの整備

圧倒的に速く、限りなく安く、多様なサービスを提供可能でオープンな通信インフラを有線・無線の両面で我が国に整備することで、そのインフラを利用するあらゆる産業の競争力強化を図る。このため、情報通信分野における競争政策の更なる推進等により、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す。

料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し

- ・NGN(Next Generation Network)のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、**電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性について、来年(2014年)中に結論を得る。**

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(2011年11月施行)

附 則

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年(2014年)を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※NTT東西が接続に関して知り得た競争事業者の情報を自らの営業活動に不当に利用しないようにすることにより、NTT東西と競争事業者の間の公平性の確保を徹底するため、NTT東西の設備部門と営業部門の間のファイアウォールの強化(兼職禁止等)等を実施。